

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人土木学会	論文投稿料(土木学会論文集D1)	107,200		令和3年11月12日		公社	国所管
公益社団法人日本道路協会	学会等参加料(第34回日本道路会議)	510,000		令和3年12月9日 令和3年12月10日		公社	国所管
公益社団法人砂防学会	論文投稿料(砂防学会誌Vol.74)	215,000		令和3年12月24日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	論文投稿料(土木学会論文集E1)	105,000		令和3年12月24日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	論文投稿料(土木学会論文集B1)	508,000		令和4年1月13日 令和4年1月14日 令和4年1月28日 令和4年3月31日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	論文投稿料(土木学会論文集E2)	147,200		令和4年1月14日		公社	国所管
公益社団法人日本材料学会	論文投稿料(日本材料学会会誌 Vol.71)	177,980		令和4年2月10日		公社	国所管
公益財団法人つくば科学万博記念財団	研修料(2021年度第44回英語研修)	239,660		令和4年3月30日		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。